

○鹿児島県介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

平成30年3月23日

条例第20号

鹿児島県介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

鹿児島県介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 法第111条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準は，次条及び第5条に定めるもののほか，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において，省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは，「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあつては，5年間）」とする。

(入所者に対する虐待の防止等)

第4条 介護医療院は，入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

(非常災害に関する具体的計画等)

第5条 介護医療院が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 介護医療院は，前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び従業者に見やすいように掲示しなければならない。

3 介護医療院は，非常災害時における入所者の安全を確保するため，地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。